



Title	日本中世前期莊園制社会の研究
Author(s)	永野, 弘明
Citation	大阪大学, 2024, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/96156
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏名(永野弘明)	
論文題名	日本中世前期莊園制社会の研究
<p>論文内容の要旨</p> <p>本論文は、中世前期の莊園制について、主に現地の莊官層に焦点をあてつつ人的動向を重視しながら分析を行うものである。序章「莊園制研究の現状・課題と本論文の視角」では、こうした作業が必要となった研究史的背景を明らかにするため、中世莊園制研究の現状及び中世前期の莊園制研究とそれに関連する在地領主研究の現状を確認した。その結果導き出された課題は、第1に、近年の多様な研究成果を踏まえつつ、改めて莊園制支配のあり方を検討しなければならないこと。第2に、中世前期の莊園制における人的動向を重視しながら、中世後期の莊園制までを見通す議論を構築しなければならないこと、の2点である。そして、かかる2つの課題を有機的に結びつけて検討するため、近年の研究では莊園制支配の鍵となる莊官、特に下級莊官の役割・動向の重要性が指摘されていることを参照し、私も中下級莊官にかんする分析を本論文の中核に据えることにした。</p> <p>第1章「平安～鎌倉初期黒田庄莊官考」では、東大寺領伊賀国黒田庄を対象に、承安4年(1174)の一円寺領化(立莊の政治的契機)の影響を考慮しつつ平安期から鎌倉期における中下級莊官の動向を検討した。黒田庄では天喜年間(1053～58)に御封徵収に関わるようになった下級莊官らが、御封の問題を内在する出作地の拡大とともにその役割を広げながら名張郡に展開していた。この段階の下級莊官らは在地の代表的性格が強かったが、承安四年に名張郡の一円寺領化が命じられるとその影響を受け、特に住人・百姓らとの関係を変化させつつ、13世紀まで莊園制支配の一端を担っていた。本章での考察によって、11世紀以来の在地支配の構造が、立莊を経た後も13世紀まで継承されていたことが明らかとなった。立莊後の莊園制支配は基本的に従来からの在地支配の人的基盤を継承する形で実現していたのである。</p> <p>第2章「名張郡司丈部氏の下司化と莊民」でも引き続き黒田庄の事例を扱ったが、ここでは一円寺領化後に黒田新庄の下司を務め、研究史上典型的な在地領主と位置づけられてきた名張郡司丈部氏一族の下司化(莊官化)の過程を具体化した。従来の研究では丈部俊方が黒田新庄の下司になったと理解してきたが、その呼称や動向を詳細に追ってみると、俊方は一貫して東大寺に反発しており下司化したと評価することはできない。俊方の下司化は後の正治相論の際に、自己の主張を有利にするため東大寺が作り上げた虚構であったのである。そして、丈部氏の下司化は俊方子息兼俊の代でなされており、それは黒田莊民の動向に規定されたものであると評価した。</p> <p>第1・2章での作業を通して、黒田庄においては、領主東大寺は一円寺領化(立莊)に際し郡司丈部氏一族ではなく、有力名主らによって構成される下級莊官を優先して登用していたことが判明した。下級莊官らの重要性を実証的に指摘したと考えている。</p> <p>第3章「備後国大田庄の立莊をめぐる人的諸関係」では、平家領備後国大田庄を題材に、立莊をめぐる院・貴族・平氏らの人的諸関係を考察した。大田庄の立莊をめぐっては、平氏に近い立場にある備後知行國主の藤原光隆と国守雅隆父子が平氏に奉仕することで実現したと理解してきた。ところが、古記録類から光隆・雅隆の動向を復元してみると、彼等は貴族社会の中では中立的・日和見的性格の立場にあり必ずしも平氏と密接な関係を築いていたわけではなかったとの結論を得た。また、大田庄の立莊には中原基兼という実務官人も関与していた。こうして立莊に関与した人物の関係を復元してみると、大田庄は院や立莊推進勢力(平清盛)の主導で立莊が始まるが、中央での政務や儀礼運営の中で築かれた人脈をもとに、中立的立場の貴族や院・立莊推進勢力とは直接関係を有さない貴族にまで段階的に広がり、彼らと実務官人層との連携関係に支えられながら展開するものであったと推測される。立莊は院縁辺の人物だけではなく、貴族社会全体で進められるものであったと理解できよう。</p> <p>第4章「中世前期の領域画定と莊園制支配—備後国大田庄の莊官・沙汰人」は、第3章での結果も踏まえて大田庄現地の状況を分析した。立莊に際し、莊園現地では沙汰人らが中心となって様々な調整がはかられていたが、こうした沙汰人らの動向は立券を受けて在地の実情に合わせながら領域を画定させるものと評価できる。また、彼等は開発を担う存在であり、領域画定時に囲い込まれた無主荒野の開発進展によって新たな集落が形成され、高野山寄進後</p>	

に僧鑲阿が在地状況を踏まえながら莊經營体制を整備したことで莊園制支配の体制が確立することも指摘した。ここで重要なのは、鑲阿が一方的にかかる仕組みを構築したのではなく、莊官・百姓らに譲歩しながらその同意を得ていたことである。

第3・4章で検討した大田庄の事例からは中世莊園の立莊を実現する中央と在地双方の動きがみえるのであり、また莊園制支配の仕組みを作り上げた在地と領主双方の動向も復元できる。そして、ここでも重要な役割を担うのが、沙汰人・公文といった在地の莊官層であったことが看取される。

第5章「鎌倉前中期の河内國金剛寺と寺辺領一所領經營をめぐる女院女房と地域社会ー」では、鎌倉前中期の河内國金剛寺寺辺領について、女院女房による所領知行や寺辺領天野谷莊官の動向・役割を踏まえて、その実態を明らかにした。阿觀死去後、寺辺領經營は寺外院主である女院女房や大乘院門跡が担うが、その寺辺領經營を支えていたのは天野谷近隣に基盤を有し、かつ金剛寺僧でもある（或いは寺僧に近い立場にある）在地の莊官であった。また、鎌倉期金剛寺の歴史的展開は、寺辺領經營のあり方に規定されて発生した院主職をめぐる相論と密に連動していたことも展望した。これらを踏まえると、鎌倉期においても所領支配の仕組みを在地の莊官層に焦点をあてて分析することの有効性が示されているように思われる。

以上を踏まえて第6章「中世前期の莊園制支配と莊官」では、中世前期の莊園制支配のあり方と関連させながら在地の中下級莊官層の動向を、鎌倉期を通して検討した。その際意識したのは、近年の在地領主研究の成果である。広域的に活動する下司・地頭層は在地に不案内なことも多く、在地の実情に精通し文筆能力にも長けた人物を在地莊官に登用して、彼らに依拠しながら莊園制支配を実現していた。実際に、在地莊官らは莊園現地で多様な莊務を担い、莊園制支配の根幹に位置づく存在であった。そのため、彼らは鎌倉期を通して領家（本所）・地頭双方の下で莊務を担っており、諸勢力と関係を築きながら活動を展開していたことが明らかとなった。さらに、在地莊官らのこうした存在形態は、在地莊官層同士の対立・矛盾を生み出すことになり、鎌倉後期の社会情勢は在地莊官層同士の対立・矛盾を助長する。それが南北朝内乱の中で解消・再編され、中世後期の莊園制へ移行するのではないかと展望した。

以上が本論文の中心的な内容となるが、本論文では人的動向を重視すると述べつつ、その重要な要素である村落・百姓については十分な言及を行えなかった。そこで補論では、先行研究の理解をもとに村落・百姓論の現状を把握し、本論文での議論も踏まえていかなる課題がみえてくるかを考察した。補論1「中世前期の在地領主・在地集団・家」で確認したのは、中世前期の百姓層は移動・移住することが認められた存在であり、こうした百姓らが構成する集団組織（村落）も流動的側面があるということであった。そして、地域社会と在地領主層との接点に、本論文が重視してきた中下級莊官・在地莊官が位置づくと想定され、この三者間の関係をどのように復元するかが今後の課題になると述べた。続けて補論2「莊園・村落・百姓にかんする覚書—鈴木哲雄著『日本中世の村と百姓』をもとにー」では、鈴木哲雄氏の『日本中世の村と百姓』（吉川弘文館、2021年）の内容検討を通して、現在の研究状況を踏まえた上で、改めて莊園制と村落・百姓の関係を追究しなければならないことを主張した。

最後に、終章「本論文の成果と課題」において、本論文の内容を改めて整理した上で、その成果と課題を明確化している。成果の1点目として挙げられるのは、立莊時の莊官の役割・立場を具体化したことである。立莊論以前の研究では、寺領莊園の形成における百姓層による出作地の拡大・寄人化を主導した在地の有力者が莊官になるといった理解や、寄進地系莊園の形成における寄進の連鎖に位置づく在地の有力者らが莊官になるという理解が示されており、莊官層の動向は中世莊園形成の原動力とみなされていた。ところが立莊論によって、中世莊園の成立には中央の立莊手続きが重要であること、かつ立莊によって大規模な構造転換を経ることで私領主が広大な領域型莊園の下司へと飛躍すると指摘されたことで、莊官らの動向が必ずしも中世莊園の形成には直結しないこととなり、従来ほど莊官らの動向は着目されにくくなっていた。こうした研究状況を踏まえ、本論文で改めて立莊時の莊官について考察したことで、立莊を在地で支える中下級莊官・在地莊官の姿がみえてきたといえるであろう。

また、第2点目の成果として、鎌倉期以降の莊官の動向を具体化したことも挙げられる。莊園制支配について活発な議論が展開されていた1970年代までは、南北朝期以降は莊園制が解体するという見方が主流であった。そのため、莊園制支配の研究もその影響を受け、中世後期の武家領へと展開する地頭の動向・役割に議論が集中する傾向にあり、本論文で注目した中下級莊官・在地莊官についてはその重要性が意識されつつも、特に鎌倉後期以降の展開については積極的な意義が見出されていなかった。本論文では、1970年代以降に中世後期の莊園制研究が進展したことや、近年の地頭を莊園制の担い手と理解する見解も踏まえて鎌倉期のあり方を検討し、鎌倉期を通して中下級莊官・在地莊官らが莊園制支配の根幹を成す存在として機能し続けていたことをはっきりと打ち出した。

本論文での検討により、莊園制を根底で支える中下級莊官・在地莊官の重要性が明確になったと考えている。莊園・莊園制研究の重要な論点として、中下級莊官・在地莊官の問題を積極的に位置づけるべき段階にあるのである。

様式 7

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (永野 弘明)	
	(職) 氏名
論文審査担当者	主査 大阪大学 教授 川合 康 副査 大阪大学 教授 伴瀬 明美 副査 大阪大学 教授 市 大樹

論文審査の結果の要旨

以下、本文別紙

様式 7 別紙

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目： 日本中世前期荘園制社会の研究

学位申請者 永野 弘明

論文審査担当者

主査 大阪大学教授	川合 康
副査 大阪大学教授	伴瀬 明美
副査 大阪大学教授	市 大樹

【論文内容の要旨】

本論文は、膨大な研究史を有する中世前期の荘園制について、近年の立荘論による新たな研究成果を踏まえながら、荘園制を現地で支える公文・田所などの中下級荘官層の動向と役割に焦点を据えて、一円的な領域型荘園の立荘過程を明らかにし、さらにそうした人的動向が鎌倉期を通じてどのように展開するのかを分析することによって、中世後期荘園制への移行をとらえようとしたものである。全6章と補論1・2、序章・終章からなり、枚数は約620枚（400字詰め換算）である。

序章「荘園制研究の現状・課題と本論文の視角」では、中世荘園制研究・在地領主制研究・立荘論の研究史を整理したうえで、本論文の課題を、中世前期荘園制における現地の荘官層の動向に焦点をあてて、荘園制支配のあり方を検討し、中世後期荘園制への変容を展望することと設定する。

第一章「平安～鎌倉初期黒田莊官考」では、東大寺領伊賀国黒田庄を対象に、承安4年(1174)の一円寺領化の影響を考慮しつつ、平安期から鎌倉期における中下級荘官の動向を検討した。天喜年間(1053～58)に御封徵収に関わるようになった下級荘官らは、出作地の拡大とともに役割を広げ、一円寺領化とともに百姓集団から遊離して荘園制支配の一端を担うようになり、その在地支配のあり方が13世紀まで続くことを、実証的に明らかにした。

第二章「名張郡司丈部氏の下司化と荘民」では、従来の研究において、承安4年の一円寺領化により、黒田新庄下司として活動したと理解されてきた名張郡司丈部俊方が、一貫して東大寺に反発しており、実際に下司として活動したとは考えられないこと、俊方の下司化はのちの相論の際に東大寺が作り上げた虚構であり、丈部氏の下司化は俊方の子息兼俊の代に黒田荘民の動向に規定されてなされたこと、などの点を指摘した。

第三章「備後国大田庄の立荘をめぐる人的諸関係」は、平家領備後国大田庄を題材に、立荘をめぐる院・貴族・平氏らの人的諸関係を考察したものである。従来は、平氏と親しい備後国知行国主藤原光隆・国守雅隆父子が平氏に奉仕することで大田庄が立荘されたと理解されてきたが、光隆・雅隆父子は特に平氏とは親密な関係なく、院や平氏の主導で、直接に立荘推進勢力と関係をもたない貴族を巻き込んで立荘が進められたことを明らかにした。

第四章「中世荘園の領域画定と荘園制支配 一備後国大田庄の荘官・沙汰人一」は、大田庄が領域型荘園に転換する際に、どのように領域画定が行われたのかについて、荘園現地の動向に即して検討したものである。無主荒野を理由に他領を包摂しながら加納が形成され、そこでは沙汰人らが在地の実態を踏まえて調整を図っていたこと、

また彼らが無主荒野の開発を進めたことで新たな集落が形成され、高野山寄進後にそうした集落を村に編成して莊園経営の体制が整備されたこと、などの点を明らかにした。

第五章「鎌倉前中期の河内国金剛寺と寺辺領 一所領経営をめぐる女院女房と地域社会」では、鎌倉前中期の河内国金剛寺寺辺領の経営について、院主職を相伝する女院女房や天野谷莊官の動向を踏まえて検討した。本願阿觀の死去後、寺辺領は寺外院主の女院女房が経営したが、それを実質的に支えていたのは天野谷近隣に基盤を有する在地の莊官であり、寺辺領経営のあり方に起因して鎌倉期に院主職をめぐる相論が発生したことを論じた。

第六章「中世前期の莊園制支配と莊官」では、下司・地頭層が広域的に活動する存在であったことを踏まえ、莊園現地で活動する中下級莊官に注目して鎌倉期の莊園制支配のあり方を探り、鎌倉後期の変容から中世後期の莊園制への移行をとらえようとした。在地の実情に不案内な下司・地頭層は、文筆能力に長けた人物を莊官に登用して莊園支配を実現したことや、鎌倉期を通して在地莊官は領家・地頭双方の下で莊務を遂行したこと、鎌倉後期には在地莊官同士の対立が激化し、再編されるなかで中世後期の莊園制へと移行すること、などを論じた。

補論1「中世前期の在地領主・在地集団・家」では、中世前期の百姓層は移動することが認められた存在であり、彼らの集団組織である村落も流動的性格をもっていたことを論じ、補論2「莊園・村落・百姓にかんする覚書」一鈴木哲雄著『日本中世の村と百姓』をもとに一では、現在の研究状況を踏まえたうえで、中世の百姓身分の成立は中世王権との関係からとらえるべきではなく、領主支配との関係から問いかるべきであると主張した。

終章「本論文の成果と課題」では、本論文の成果をまとめたうえで、中世前期の莊官と百姓・村落との関係を検討することや、南北朝内乱期における在地莊官層の動向をより具体的に追究することなどを、今後の課題とした。

【論文審査の結果の要旨】

本論文の第一の成果は、近年の莊園制研究において、立莊論の提起以降、中央政界レヴェルでの立莊手続きに關心が集中している状況のなかで、莊園文書を丹念に読み込み、現地の中下級莊官の動向を正面に据えて中世莊園制の形成・展開の内実を解明することに成功した点である。特に、他領を含み込む領域型莊園の形成過程において、現地の莊官が他領との利害調整を図りながら領域画定を行っていたことが明らかにされ、これまで漠然と理解されてきた一円領域化の過程が、本論文ではじめて具体的に提示されたことは重要である。

第二の成果は、鎌倉期の莊園制支配において、広域的に活動する下司・地頭層のもとで、現地で莊務を実質的に担う公文・田所などの中下級莊官の存在形態を、具体的に明らかにした点があげられる。例えば、地頭が所領支配を行うにあたって、現地の「物書」を見出して公文に補任している事例や、同一人物が公文と地頭代を兼ね、領家と地頭がともに依拠している事例などを見出し、莊園領主と地頭が莊園支配をめぐって対立するのではなく、むしろ協調していた実態を指摘している。従来の鎌倉期莊園制の通説的イメージを覆す成果といえよう。

第三の成果は、伊賀国黒田庄において、一円寺領化により名張郡司丈部俊方が黒田新庄の下司となったとする通説に対して、丈部俊方が黒田新庄下司として活動した事実はなく、のちの正治相論の際に東大寺が作り上げた虚構であることを指摘したり、河内国金剛寺領天野谷においても、院主覺阿と寺僧との対立を承元2年(1208)から始まったとする通説に対して、それはのちに寺僧が主張した虚偽であり、実際には承久2年(1220)までは協調関係にあったことを指摘したりするなど、従来の莊園史研究が前提としてきた事実認識を刷新した点である。

以上のように、本論文は優れた成果をあげているが、問題点がないわけではない。例えば、中世後期莊園制への展開については、在地莊官層が再編されるとする見通しにとどまっており、今後さらに具体的に検討していくことが求められているが、こうした課題は、本論文の成果を踏まえ今後検討を重ねることで明らかにされるであろう。

以上の理由から、本論文を博士(文学)の学位にふさわしいものと認定する。